令和5年4月

# 大阪狭山市立東小学校いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

『大阪狭山市立東小学校いじめ防止基本方針』は、児童の尊厳を保持する目的の下、いじめ防止対策推進法や国のいじめ防止基本方針、大阪狭山市いじめ防止基本方針に基づき、大阪狭山市教育委員会・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

「いじめ」とは

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる　　等

## 1．大阪狭山市立東小学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

「いじめは、どの子どもにも起こりうる」という認識を持ち、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修、いじめへの対処など、いじめ防止の全体に係る内容を全教職員が共通理解する。また、いじめ対策が体系的かつ計画的に行われるよう、講じるべき対策の内容を具体的に記載することが必要であることをふまえ、次の観点から、大阪狭山市立東小学校いじめ防止基本方針を策定する。

① 学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、その具体的な指導内容のプログラム化を図る
② 校内研修等、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る
③ いじめの早期発見・いじめへの対処に関する取組方法等をあらかじめ具体的に定める
④ チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する
⑤『大阪狭山市立東小学校いじめ防止基本方針』がよりよく機能することをめざした PDCA サイクルを確立する
⑥ 策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する

## 2.いじめ防止対策委員会の設置

（1）いじめ防止対策委員会の構成

いじめ防止対策委員会は、校長、教頭、首席、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導主担者、人権教育主担者、学年生指担当、当該学級担任等で構成する。

（2）いじめ防止対策委員会の役割

①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
②いじめの相談・通報の窓口としての役割
③いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
④いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

（3）いじめ防止対策委員会の活動

①いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報の収集と記録を行い、共有された情報を基に、組織的に対応する
②いじめであるかどうかの判断を組織的に行う
③教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに全ていじめ防止対策委員会に報告・相談する
④各学年のいじめに関する取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を行う
⑤適切に外部専門家の助言を得ながら、機動的に運用できるよう、学校の実情に応じて工夫する
⑥重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法によって対応する

（4）学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア．いじめの防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

また、未然防止の基本を「児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できること」と位置づけ、学校全体できめ細かな授業づくりや集団づくりをすすめる。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

イ．早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかという疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。また、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制をとり、いじめの実態把握に取り組む。

児童や保護者が訴えやすいように当該児童の担任もしくは生徒指導担当が窓口となる。

ウ．いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

〇いじめとして対応すべき事案かどうかは、組織的に判断する。

〇児童や保護者から「いじめではないか」との相談があった場合は、子どもの心の痛みに寄り添う姿勢で、真摯に傾聴する。

〇いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

〇いじめを受けた児童又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行う。

〇加害児童には、「行為の反省を促す」「背景を分析する」「今後のよりよい成長につなげる」を念頭において接する。

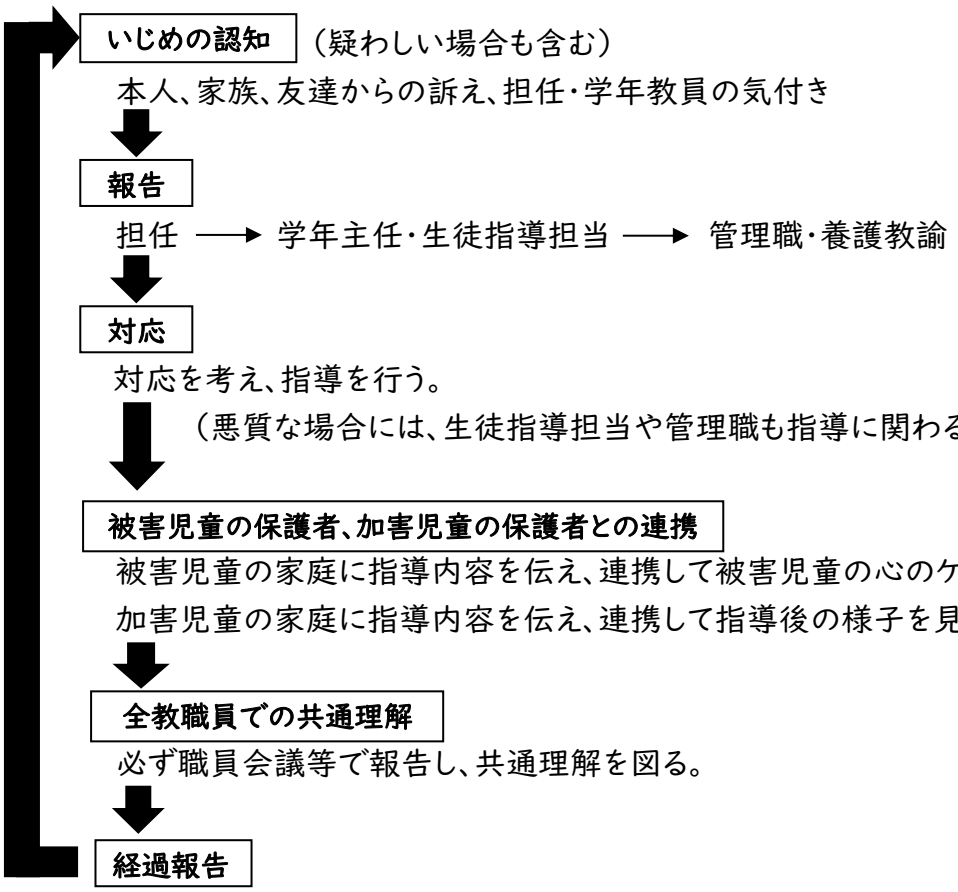


エ．いじめ解消の定義

いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

（相当の期間：少なくとも3か月を目安とする）

② 被害児童が心身の苦痛を感じてないこと

被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認すること。

いじめが解消している状態に至った後も、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

オ．特に配慮を要する児童への対応について

特に配慮が必要な児童については以下の点に留意して対応する。

① 発達障がいを含む、障がいのある児童

教職員が個々の児童の障がいの特性への理解を求めるとともに、情報共有を行いつつ、

特性等を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う

② 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

言語や文化の差からいじめが行われることがないよう、外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

③ LGBT に係る児童への配慮

LGBT について、教職員への正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。

④東日本大震災等により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童

⑤新型コロナウイルス感染者(疑いを含む)の家族や親族にあたる児童

当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童や罹患児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

## 3. 重大事態への対処

(1)学校の設置者又は学校による調査

ア. 重大事態の意味について

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態(以下「重大事態」という。)に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第1項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- ○ 児童生徒が自殺を企図した場合
- ○ 身体に重大な傷害を負った場合
- ○ 金品等に重大な被害を被った場合
- ○ 精神性の疾患を発症した場合

等のケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、大阪狭山市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ．重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、大阪狭山市教育委員会へ、事態発生について報告する。

ウ．調査の趣旨及び調査主体について

第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに大阪狭山市教育委員会に報告し、大阪狭山市教育委員会が、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。

エ．事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態が発生した場合には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、学校と大阪狭山市教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行う。

大阪狭山市教育委員会と学校自身は、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合う。学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果に基づき、主体的に再発防止に取り組む。

（ア）いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合は、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童の情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止める。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。 これらの調査を行うに当たっては、「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに

対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、大阪狭山市教育委員会、関係機関とより適切に連携して、対応に当たる。

（イ）いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡など、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などを行う。

オ．その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

（2）調査結果の提供及び報告

ア．いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

学校には、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。

また、学校が調査を行う場合においては、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要かつ適切な指導及び支援を行う。

イ．調査結果の報告

調査結果については、市長に報告する。

いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて報告する。

## 4. いじめ防止に関する主な取り組み

| 月 | 内　　容 |
|---|---|
| 4月 | ・いじめ防止基本方針について共通理解を図る<br>・いじめ防止対策委員会① |
| 5月 | ・いじめ防止アンケートⅠの実施 |
| 6月 | ・いじめ対応研修<br>・カウンセリング週間① |
| 7月 | ・いじめ防止対策委員会② |
| 9月 | ・いじめ防止対策委員会③ |
| 10 月 | ・いじめ防止アンケートⅡの実施 |
| 11 月 | ・カウンセリング週間②<br>・無記名式いじめアンケートの実施 |
| 12 月 | ・いじめ防止対策委員会④ |
| 1月 | ・いじめ防止対策委員会⑤ |
| 2月 | ・いじめ防止アンケートⅢの実施 |
| 3月 | ・いじめ防止対策委員会⑥<br>・中学校への引き継ぎ<br>・年度末反省 |

※いじめ防止アンケートについては、上記以外に学年の実態に合わせて実施する。